# 「特定口座」の取扱開始について

株式会社 但馬銀行(頭取 倉橋 基)は、平成19年3月1日(木)から株式投資 信託にかかる「特定口座」の取扱いを開始しますのでお知らせします。

記

### 一、特定口座の概要

個人のお客さまが株式投資信託を買取請求により換金を行い、譲渡益がある場合や 譲渡損を繰り越す場合等には確定申告を行う必要がありますが、「特定口座」をご利 用いただくことにより、確定申告等の納税手続きの負担を軽減することができる制度 です。

### 二、特定口座のメリット

### 1.譲渡損益等の管理が容易

「特定口座」内の株式投資信託の取得価額、譲渡損益額等を当行が管理しますので、お客さまの負担が軽減されます。

また、「特定口座」内での譲渡損益額を記録した「年間取引報告書」を当行が作成しますので、それをもとに簡易な手続きで確定申告・納税を行うことができます。

## 2.源泉徴収方法の選択が可能

「特定口座」内において、「源泉徴収あり口座」と「源泉徴収なし口座」の選択が可能です。「源泉徴収あり口座」を選択すれば、取引の都度当行が譲渡損益額・税額を計算のうえ納税の手続きをしますので、原則としてお客さまが確定申告を行う必要がございません。

# 三、ご利用方法

別途当行が定める申込書をご提出いただくことにより、特定口座のご利用が可能となります。

#### 四、その他

当行ですでにお持ちの株式投資信託の「特定口座」への組入れは、制度上、平成21年5月31日までとなります。

以 上